

大和市予算決算会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月10日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第4号

大和市予算決算会計規則の一部を改正する規則

大和市予算決算会計規則（昭和41年大和市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「、事業管理課」を削る。

第57条第3項第2号中「給料」を「給与」に改める。

第69条第3号中「資金前途」を「資金前渡」に改め、同条第13号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改める。

第94条を次のように改める。

（財産の増減及び現在高報告）

第94条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める財産について、毎会計年度末における当該財産の増減及び現在高報告書を、省令別記に規定する財産に関する調書様式に準じて作成し、当該会計年度の終了後3月以内に会計管理者に報告しなければならない。

- (1) 主管の長及び課長等 その所管に属する財産（公有財産、物品及び当該会計年度の歳入に係る債権を除く。）
- (2) 物品主管の長 大和市物品取扱規則（昭和41年大和市規則第34号）第16条に規定する重要物品
- (3) 財産主管の部長 公有財産

別表第1健康福祉部の項委任する事務の範囲の欄第3号中「保険福祉センター」を「保健福祉センター」に改める。

別表第3第6号、第9号から第12号まで及び第17号から第21号までの規定中「、請求書」を「及び請求書」に改め、同表第8号中「、見積書」を「及び見積書」に改め、同表第13号及び第14号中「とき」の次に「又は請求のあったとき」を、「契約金額」の次に「又は請求のあった額」を、「見積書」の次に「及び請求書」を加え、同表第15号及び第16号を次のように改める。

15	公有財産購入費	契約締結のとき	契約金額	契約書
16	備品購入費	契約締結のとき又は請求のあったとき	契約金額又は請求のあった額	契約書、請書、見積書及び請求書

別表第5 収納代理金融機関の項金融機関名の欄中「中央商銀信用組合」を「横浜中央信用組合」に改める。

別表第6 取りまとめ店の欄中「さがみ農業協同組合座間支店」を「さがみ農業協同組合大和支店」に、「中央商銀信用組合大和支店」を「横浜中央信用組合大和支店」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条第6号の改正規定は平成26年4月1日から施行する。